

# 手話で共に暮らす長浜市手話言語条例の概要

## 前文

- ・手話は、音声言語とは異なる言語であり、ろう者は、コミュニケーションを図るために必要な言語として、大切に育んできた。しかしながら、手話はかつて言語として認められず、ろう者は、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。
- ・障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置づけられたが、手話が言語であるとの認識は広く共有されていないことから、手話に対する理解を深め、手話を使用しやすい環境を整備していくことが必要である。
- ・手話が言語であるという認識に基づき、手話への理解を広め、市民と市を訪れた人を含むみんなの心を通わせる豊かな共生社会を実現するため、手話に関する施策を推進する「手話で共に暮らす長浜市手話言語条例」を制定する。

## 目的(第1条)

- ・手話の理解の促進及び普及、手話を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市の責務と市民、ろう者及び事業者の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、全ての者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

## 市民等の役割(第5条)

- ・市民は、手話への理解を深め、市の施策に協力するよう努める。
- ・ろう者や手話通訳者等は、手話の普及に努める。
- ・事業者は、ろう者が利用しやすいサービスの提供と働きやすい環境の整備に努める。

## 定義(第2条)

- ・用語を次のとおり定義する。
  - (1)市民 ・ ・本市に居住する者、通勤・通学する者
  - (2)ろう者 ・ ・手話を使用して、日常生活又は社会生活を営む全ての者
  - (3)事業者 ・ ・市内において、事業を行う個人及び法人その他の団体

## 施策の推進方針の策定(第6条)

- ・次の施策を総合的かつ計画的に推進するための方針を策定する。
  - (1)手話への理解の促進及び手話の普及を図るための施策
  - (2)手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策
  - (3)コミュニケーション手段として手話を選択することが容易にでき、手話を使用しやすい環境を構築するための施策
  - (4)手話通訳者の確保及び養成をはじめとする意思疎通支援者に関する施策
  - (5)市長が必要と認める施策
- ・市は、推進方針の策定に際し、必要に応じ、ろう者その他の関係者の意見を反映させるために、必要な措置を講ずる。

## 基本理念(第3条)

- ・ろう者が、自立した日常生活を営み、全ての市民と相互に人格及び個性を尊重し合いながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すものであること。
- ・手話が言語であることを認識し、ろう者が手話でコミュニケーションを図りやすい環境を構築するものであること。
- ・ろう者は、手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されるものであること。

## 財政措置(第7条)

- ・市は、手話に関する施策に必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

## 市の責務(第4条)

- ・市は、国、県その他の関係機関及び手話に関わる団体と連携し、ろう者が、自立した日常生活や地域で社会参加ができるように必要な施策を推進する。
- ・災害時において、市は、ろう者に対し、適切に情報を提供するとともに、意思疎通の支援に必要な措置を講ずる。

## 委任(第8条)

- ・この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。